

6. 税金・公共料金等の減免

《軽自動車税、自動車税の減免》

内 容

障害者または重度身体障害者と生計を一にする人が自動車を所有し、専ら障害者のために使用する場合、障害者一人に対して軽自動車税、自動車税を通じて一台に限り減免されます。また、自動車の構造を身体障害者用に改造したものも減免されます。

減免の対象となる自動車（営業車は除く）

- ①身体障害者が所有し、専らその者が運転する自家用の自動車

手帳区分	自動車の所有者	運転者	用途
身体障害者手帳	障害のある者本人	障害のある者本人	特になし

- ②重度身体障害者もしくは重度精神障害者またはそれらの者と生計を一にするものが所有する自動車で、専ら重度身体障害者もしくは重度精神障害者が通学、通院、通所、または生業のため乗車し、かつ、生計を一にする者が運転するもの。

手帳区分	自動車の所有者	運転者	用途
身体障害者手帳愛護手帳「A」精神障害者保健福祉手帳（1級）	障害のある者本人または生計を一にする人	生計を一にする人	専ら障害のある者の通学、通院、通所、生業のために使用

- ③重度身体障害者または重度精神障害者のうち障害者世帯の者が所有する自家用の自動車で、専ら、当該障害者世帯、重度身体障害者等が、通学、通院、通所、または生業のために乗車し、かつ、当該障害者世帯重度身体障害者等を常時介護する者が運転するもの

手帳区分	自動車の所有者	運転者	用途
身体障害者手帳愛護手帳「A」精神障害者保健福祉手帳（1級）	障害のある者本人	常時介護者	専ら障害のある者の通学、通院、通所、生業のために使用

• 申請の時期

- ①軽自動車税の納期限（通常は5月31日）までに市役所税務課で申請してください。
※毎年度申請が必要です。
- ②自動車税は、お近くの地域県民局県税部で申請してください。
※詳しくは地域県民局県税部へお問い合わせください。

• 問合せ窓口

軽自動車税……………市役所税務課

自動車税……………西北地域県民局県税部 34-3141

・対象となる障害等級等

①身体障害者手帳の交付を受けている方

障 害 の 区 分	身 体 障 害 者					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視 覚 障 害						
聴 覚 障 害						
平 衡 機 能 障 害						
音 声 機 能 障 害 (喉頭摘出に限る)						
上 肢 不 自 由		① ② ※1				
下 肢 不 自 由			① ※2			
体 幹 不 自 由						
乳幼児期以前の非進行性脳病変による上肢機能障害 ※3						
乳幼児期以前の非進行性脳病変による移動機能障害			※4			
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、もしくは直腸又は小腸の機能障害						
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害						
肝 臓 機 能 障 害						

注 ≡ は、手帳の交付を受けている方本人が自動車を運転する場合に限り、対象となります。

※1 「上肢不自由」の2級については、身体障害者手帳障害程度等級表障害の程度が2級の1または2級の2に該当する場合に限り、対象となります。

※2 「下肢不自由」の3級についても同上の障害程度が3級の1に該当する場合以外は、本人運転の場合に限り、対象となります。

※3 1上肢だけに機能障害がある場合は、対象になりません。

※4 3級については、1下肢だけに機能障害がある場合は、手帳の交付を受けている方本人が自動車を運転する場合に限り、対象となります。

②愛護手帳の判定がAの者

③精神障害者保健福祉手帳（通院医療費の受給者番号が記載されているものに限る。）の交付を受けている者のうち1級の精神障害の状態にある精神障害者、または精神通院医療を受けていることについて通院している医療機関から証明を受けた方。

・手続きに必要な書類

(1) 手帳の交付を受けている方本人が自動車を運転

①身体障害者手帳 ②運転免許証 ③自動車検査証

④納税通知書（軽自動車税の場合のみ）

(2) 手帳の交付を受けている方と生計を一にする方または常時介護者が自動車を運転する場合

①身体障害者手帳、愛護手帳または精神障害者保健福祉手帳

②運転する方の運転免許証 ③自動車検査証

④生計同一証明書または常時介護証明書

・生計同一証明書に関しては、自動車の所有者と運転者が異なるときは、それぞれの方について証明書が必要。

・常時介護証明書に関しては、自動車運行計画書と証明書（運行計画書の内容を通院先等で証明したもの）が必要。

※精神障害者の方は地域県民局健康福祉部保健室（五所川原保健所）で交付。

《自動車税減免額の上限》

自動車税(種別割)	上限：令和元年9月30日以前に初回新規登録を受けた自動車…税額45,400円 上限：令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けた自動車…税額43,500円 ①年税額が上限以下の方→全額減免 ②年税額が上限超の方→上限を超える額のみ負担
自動車税(環境性能割)	上限：課税標準額250万円を上限 ①課税標準額が250万円以下の方→全額減免 ②課税標準額が250万円超の方→250万円に1～3%の税率を乗じた額を超える額のみを負担 ・障害者用の特別の仕様による装置の取付費用は、現行同様、別途減免。

※ 障害者用の特別の仕様による装置を取り付けた自動車で、専ら障害者の利用に供するもの（車椅子昇降装置など）については、自動車税（種別割・環境性能割）が全額減免。年度の中途において身体障害者等になったこと等により減免すべき事由に該当することとなった場合は、要件該当日の翌月から月割で減免する。

・継続申請手続

原則不要 所有者、減免事由の変更があった場合（自動車を替えた場合、住所が変わった場合、自動車の使用状況が変わった場合など）は、申請が必要です。

《駐車禁止除外指定車標章の発行》

障害のある方のために使用する車両に対して、「駐車禁止除外指定車標章」が発行されます。

■対象者

1 身体障害者手帳の交付を受けている方

障害名		身体障害者手帳
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1
聴覚障害		2級から3級までの各級
平衡機能障害		3級
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2
下肢不自由		1級から4級
体幹不自由		1級から3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
	移動機能	1級から2級までの各級
心臓機能障害		1級から3級
じん臓機能障害		
呼吸機能障害		
ぼうこう又は直腸		
小腸機能障害		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級
肝臓機能障害		1級から3級

2 療育手帳の交付を受けている方

程度の記載欄に「A」と記載されている方

3 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

程度の記載欄に「1級」と記載されている方

問合せ窓口：つがる警察署（42-3150）

《所得税・住民税の障害者控除》

内 容

納税者が障害者の場合、または扶養親族（配偶者を含む）に障害者がいる場合、申告すれば所得税・住民税が軽減されます。所得から次の額が控除され、課税対象額が低くなります。

また、住民税は、障害者本人の前年の合計所得金額が、135万円以下の方は非課税となります。

控除等の種類	所得税(23年分～)	住民税(24年度～)
障 害 者 控 除	27万円	26万円
特 別 障 害 者 控 除	40万円	30万円
同 居 特 別 障 害 者 控 除	75万円	53万円

・控除の対象となる者の範囲

○障害者控除

- ①愛護手帳「B」の交付を受けている知的障害者
- ②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている2・3級の精神障害者
- ③身体障害者手帳の交付を受けている3～6級の身体障害者

○特別障害者控除

- ①愛護手帳「A」の交付を受けている知的障害者
- ②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級の精神障害者
- ③身体障害者手帳の交付を受けている1・2級の身体障害者

・問合せ窓口：五所川原税務署 （34-3136）

市役所税務課

（所得税を給与から源泉徴収されている場合は、勤務先の給与担当者にお問い合わせください）

・そ の 他

上記の税の控除のほか、マル優などの利子の非課税、相続税の控除、贈与税の非課税など、税の種類によっては控除や非課税など優遇されているものがあります。

《NHK放送受信料の減免》

	対象	適用条件
全額免除	身体障害者	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合
	知的障害者	所得税法または地方税法に規定する障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障害者と判定された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合
	精神障害者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合
半額免除 <small>（右に該当する世帯主が受信契約者の場合）</small>	視覚・聴覚障害者	視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主である場合
	重度の身体障害者	身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級または2級）の方が、世帯主である場合
	重度の知的障害者	所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障害者と判定された方が、世帯主である場合
	重度の精神障害者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級）の方が、世帯主である場合

・受信料免除の申請手続きについて

① 自治体に申請し、免除事由の証明を受けてください。

（半額免除はNHKの窓口でも受け付けます。詳細はNHKまでお問い合わせください。）



② 証明を受けた申請書をNHKに提出（郵送）してください。



③ NHKで免除事由確認のうえ、折り返し「受理通知書」をお届けします。

※受信料免除事由が消滅したときは、NHKにお問い合わせください。

※問合せ窓口：NHKふれあいセンター（0570-077-077）

《NTT電話番号の無料案内》

内 容

電話番号案内（104）を利用する際、あらかじめ登録した電話番号と暗証番号を申し出ることにより無料となります。

対 象 者

- ①身体障害者手帳所持者で、視覚障害1～6級、肢体不自由（上肢体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）1、2級、聴覚障害2、3、4、6級、音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害3、4級の方
- ②愛護手帳所持者
- ③精神障害者保健福祉手帳所持者

問合せ窓口：NTT各営業所

《携帯電話基本使用料等の割引》

内 容

身体障害者手帳・愛護手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者が携帯電話の基本料金の割引になる場合があります。

※詳しくは各携帯会社または販売店へお問い合わせください。

《郵便料金の減免》

心身障害者用ゆうメール、聴覚障害者用ゆうパック、点字ゆうパックを発送する際に、郵便料金が減額される場合があります。

※詳しくは各郵便局にお問い合わせください。